

第24回定時株主総会招集ご通知 (交付書面に含まれない事項)

第24期（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）

- ・ 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要 …… P. 1
- ・ 連結株主資本等変動計算書 …… P. 4
- ・ 連結注記表 …… P. 5
- ・ 株主資本等変動計算書 …… P.14
- ・ 個別注記表 …… P.15
- ・ 連結計算書類に係る
会計監査人の監査報告書 …… P.20
- ・ 会計監査人の監査報告書 …… P.22
- ・ 監査等委員会の監査報告書 …… P.24

株式会社トーア紡コーポレーション

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.toabo.co.jp/>）および東京証券取引所ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しており、交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、内部統制システムの基本方針を以下のように定めております。

1. 内部統制のための委員会等について

当社は、「内部統制本部」、「内部統制本部事務局」を設置し、その下部組織として「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「財務報告委員会」（以下、3つの委員会を「各委員会」という。）を設置する。

「内部統制本部」は、取締役社長を本部長とし、本部長が選定した当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員を本部委員とし、内部統制システム全体の指揮をとる。

「内部統制本部事務局」は、必要な人員で構成し、各委員会に対する指導権限と責任を有する。

各委員会は、当社グループ関係部署の部長以上を委員長とし、その他必要な人員で構成し、内部統制の確立と運用の権限と責任を有し、グループ全体への教育、改善策の指導、実施の支援・助言などを行う。

各委員会から独立した「内部監査委員会」を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善などを行う。

監視システムとして、監査等委員会で構成する「監視委員会」を設置し、内部統制本部・各委員会の職務執行を監視する。

連結対象子会社（持分法適用会社を除く。）の責任者と定められた者は、「関係会社内部統制委員」として自社に関連する内部統制の整備及び運用を行う責任を有する。

2. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部統制本部事務局は、グループ全体に「トーア紡グループ企業行動憲章」及び「トーア紡グループ社員行動規範（倫理規範と行動規範で構成）」の浸透を図る。また、コンプライアンス委員会は、グループ全体に「コンプライアンス基本規程」の浸透を図る。
- (2) コンプライアンス委員会は、グループの取締役・使用人に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、グループ企業及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等には速やかに必要な研修を実施する。
- (3) 当社グループは、公益通報者保護法に対応した内部通報制度として、社内窓口、社外窓口を設置する。通報・相談窓口から報告を受けたときは、その調査に着手し、違反行為があれば、その是正策及び再発防止策を担当部門と協議の上で決定し、当社グループ全体に是正策及び再発防止策を実施させる。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループは、文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む。）を関連資料とともに保存する。
 - (ア) 株主総会議事録
 - (イ) 取締役会議事録
 - (ウ) 経営会議議事録
 - (エ) 会計帳簿、計算書類
 - (オ) 稟議書
 - (カ) 取締役が決裁した契約書
 - (キ) その他文書管理規程に定める文書
- (2) 前項に掲げる文書の保管期間は、法令に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは文書管理規程に定める通りとする。保管場所は、文書管理規程に定め、閲覧可能な体制をとる。

- (3) 内部統制本部事務局は、グループの取締役・使用人に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

4. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理委員会は、グループのリスク管理規程に基づき、グループ全体に浸透を図るとともに、リスクカテゴリー毎の責任部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (2) リスク管理委員会は、グループの取締役・使用人に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、グループ企業及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等には速やかに必要な研修を実施する。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、大規模災害・事故発生時緊急対応マニュアルに沿って、社長を委員長とし必要な人員で構成する災害対策本部を設置し、対応する。

5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループ企業の実態を把握し、グループ企業とのヒアリングを経て全体の目標である三ヵ年数値目標の素案を策定する。グループ企業は、この目標に基づく事業計画を策定する。
- (2) 取締役会は、三ヵ年数値目標を具体化するため、次期事業計画を設定する。
- (3) 担当執行役員は、自部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- (4) 経理担当執行役員は、ITを積極的に活用したシステムにより、迅速に月次決算資料を作成し、毎月開催される取締役会に報告する。
- (5) 取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当執行役員に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- (6) (5)の議論を踏まえ、担当執行役員は、自部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

6. 当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 各委員会は、「トーア紡グループ企業行動憲章」を受け、グループ全体を対象としたコンプライアンス基本規程、リスク管理規程、職務権限規程、内部通報規程、文書管理規程その他の業務の適正化のための規程等のグループ全体への浸透を図る。
- (2) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として財務報告委員会は、グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。
当社は、連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、グループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
- (3) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として当社は、各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。コンプライアンス委員会は、内部通報規程を掲示板等にて公開するとともに、継続的に啓蒙活動を行いグループ全体に周知を図る。
- (4) 当社への報告に関する体制として当社グループは、関係会社管理規程に基づき、業績・財務状況その他経営上の重要事項について、定期的に当社に報告を行う。
- (5) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として主要関係会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、経営のモニタリングを行うことでグループ全体のガバナンス強化を図る。
- (6) 内部統制部は、内部監査規程に基づき、当社各部門の監査を実施するとともに、当社グループの監査を実施する。当社グループが当社に準拠して構築する内部統制及びその適正な運用状況について監視、指導する。また、内部統制部は、内部統制・監査状況について定期的に取締役会に報告するとともに、監査等委員会に随時報告する。

7. 反社会的勢力排除に向けた体制

健全な会社経営のため、反社会的勢力との関係を遮断する。コンプライアンス委員会は「トーア紡グループ社員行動規範」に、反社会的勢力との関係断絶を明記するとともに、「反社会的勢力への対応マニュアル」に基づき、関係部署への啓蒙を行う。

8. 当社の監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を置く。

9. 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1) 前号の取締役及び使用人の独立性を確保するため、当該取締役及び使用人の任命・異動・評価・指揮命令権限等は監査等委員会の同意を得ることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- (2) 当該使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

10. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき又は報告を受けたとき、監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告する。なお、監査等委員会に当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (2) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- (3) 監査等委員は、取締役会以外の会議で経営の重要事項が審議される会議について出席する権限が与えられる。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査等委員会が判断する場合は別途）設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

12. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りです。

1. 「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「財務報告委員会」は、内部統制システムの基本方針に従って活動を行い、「内部監査委員会」は、各部門の業務プロセスの監査を行いました。各委員会は、期初の内部統制本部委員会で報告した今年度活動計画に従って活動し、四半期毎に内部統制本部委員会で活動状況の報告を行いました。
内部統制本部委員会には内部統制本部及び監視委員会の委員が参加して、業務が適正に行われていることの確認と助言を行いました。
2. 各部門は、内部統制本部事務局に対して前月発生した内部統制に関する報告書を毎月提出し、内部統制本部事務局は、その内容を取締役会に報告いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	3,940	3,568	4,328	△ 83	11,753
当期変動額					
剰余金の配当			△ 113		△ 113
親会社株主に帰属する 当期純利益			656		656
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 5		29	24
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		1			1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△ 3	542	29	568
当期末残高	3,940	3,564	4,871	△ 54	12,321

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	714	9	941	1,665	8	13,427
当期変動額						
剰余金の配当						△ 113
親会社株主に帰属する 当期純利益						656
自己株式の取得						△ 0
自己株式の処分						24
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	415	△ 5	△ 421	△ 11	△ 8	△ 19
当期変動額合計	415	△ 5	△ 421	△ 11	△ 8	548
当期末残高	1,130	3	520	1,653	0	13,975

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は12社（うち海外2社）であり、その会社名は次のとおりであります。

トーア紡マテリアル株式会社	東亜紡織株式会社	大阪新薬株式会社
株式会社トーアアパレル	ムサシノ製薬株式会社	トーアニット株式会社
株式会社トーア自動車学校	株式会社有明ユニフォーム	株式会社たがやす
トーア興発株式会社	無錫東亜紡織有限公司	TOABO (CAMBODIA) Co.,Ltd.

前連結会計年度に連結子会社でありました広州東富井特種紡織品有限公司は、当社の連結子会社が所有する同社に対する出資持分をすべて売却したため、また、有限会社千代田トーアは清算したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社は、株式会社ナールスコーポレーション、常熟東博紡織有限公司、DONG NAM WOOLEN TEXTILE CO.,LTD.の3社であります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

(イ) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

②棚卸資産…………… 主として総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(ロ) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）

主として定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物…………… 3年～50年

機械装置及び運搬具…………… 2年～10年

②無形固定資産（リース資産除く）

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ニ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ホ) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①衣料事業

衣料事業は、各種繊維を原料とする衣料用素材の製造・販売および制服の縫製加工、ニット製品の製造・販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

②インテリア産業資材事業

インテリア産業資材事業は、自動車用内装材、住宅建材・排水処理資材・土木資材・緑化資材などさまざまな用途の産業用資材、インテリア関連製品、オレフィン系短繊維の製造および販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

③エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業は、半導体・電子機器の製造および販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

④ファインケミカル事業

ファインケミカル事業は、ヘルスケア関連薬品、電子材料用および工業用薬品の製造および販売を行っております。顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

なお、これらの事業において、商品および製品等の国内販売については、出荷時から当該商品および製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑤不動産事業

不動産事業は、主に郊外型ショッピングセンター・ロードサイド店舗・オフィスの賃貸などを行っており、不動産賃貸契約上の収受すべき月当たりの賃貸料を基準として、その経過期間に対応する賃貸料を収益として計上しております。

(ヘ) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建債務及び外貨建予定取引

借入金

③ヘッジ方針

当社グループの内規である「財務リスク管理方針」及び各リスク種類に応じた「ヘッジ取引規程」に基づき、為替相場変動によるリスク及び有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としております。ただし、特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合 計
	衣料事業	インテリア産業資材事業	エレクトロニクス事業	ファインケミカル事業	不動産事業	計		
顧客との契約から生じる収益	5,925	7,141	1,076	1,525	59	15,729	803	16,532
その他の収益	9	93	—	—	836	939	—	939
計	5,935	7,234	1,076	1,525	896	16,668	803	17,471

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車教習事業、ヘルスケア商品の販売等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項(ホ)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(イ) 当連結会計年度末の契約負債の残高

契 約 負 債 185百万円

契約負債は主に商品又は製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益に振り替えております。

(ロ) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度計上額

商 品 及 び 製 品	2,715百万円
仕 掛 品	553百万円
原材料及び貯蔵品	2,004百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(イ) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループの棚卸資産の評価は、「1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な

事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項(イ) 資産の評価基準及び評価方法 ② 棚卸資産」に記載のとおり、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(ロ) 主要な仮定

棚卸資産（営業循環過程から外れた資産）の評価減の算定には、過去の販売実績数量を基に正常な回転期間を超えている資産を品目ごとに識別したうえで、滞留期間に応じた評価減率を利用して定期的に帳簿価額を切り下げています。滞留期間に応じた評価減率は、将来の販売見込み数量に基づく仮定と判断を反映しています。

(ハ) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

市場環境が悪化して将来の販売見込み数量が著しく下落し、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、棚卸資産の重要な評価減が発生する可能性があります。

固定資産の評価

(1) 当連結会計年度計上額

当社グループは、当連結会計年度末現在の連結貸借対照表において、ムサシノ製薬株式会社および株式会社トーアパレルに関連する固定資産残高は349百万円を計上しております。また、当連結会計年度の連結損益計算書において、固定資産の減損損失137百万円を計上しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(イ) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当連結会計年度において、ムサシノ製薬株式会社および株式会社トーアパレルの営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又はマイナス見込となったことにより減損の兆候があると判断しました。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を下回ったため、使用価値と正味売却価額を比較し、正味売却価額を回収可能価額として、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

なお、正味売却価額は主として不動産鑑定士による鑑定評価額を合理的に算定された価額とし、当該鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(ロ) 主要な仮定

正味売却価額の基礎となる不動産鑑定評価額について、原価法を標準とし、収益還元法を比較考慮する方法および取引事例比較法が適用されており、主要な仮定は対象不動産に係る市場参加者と最有效使用の判定、建物の再調達原価、周辺の取引事例、市場性修正率であります。

(ハ) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

これらの仮定は、鑑定評価の前提となった対象物件周辺の不動産市況及び建築費等の動向によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の金額に影響を及ぼす可能性があります。

5 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

受 取 手 形	5百万円
---------	------

売 掛 金	2,122百万円
-------	----------

(2) その他に含まれる契約負債の金額 185百万円

(3) 担保資産の注記（担保資産の内容とその金額、担保に係る債務の金額）

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務	
建 物	677百万円 (82)	短 期 借 入 金	3,870百万円
土 地	7,020百万円 (108)	長 期 借 入 金	1,851百万円
計	7,698百万円 (191)	計	5,722百万円

() は工場財団に係るものを内書しております。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 13,273百万円

- | | |
|---|--------|
| (5) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務 | |
| 受取手形割引高 | －百万円 |
| 電子記録債権割引高 | 675百万円 |

6 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末日における発行済株式の数
- | | |
|-------|------------|
| 発行済株式 | |
| 普通株式 | 8,940,448株 |
| 合計 | 8,940,448株 |
- (2) 当連結会計年度末日における自己株式の数
- | | |
|------|----------|
| 自己株式 | |
| 普通株式 | 112,964株 |
| 合計 | 112,964株 |
- (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
令和7年3月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
- | | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 113百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 13円 |
| 基準日 | 令和6年12月31日 |
| 効力発生日 | 令和7年3月31日 |
- (4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
令和8年3月27日の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。
- | | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 123百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 14円 |
| 基準日 | 令和7年12月31日 |
| 効力発生日 | 令和8年3月30日 |

7 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(イ) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、運用を行っております。

また、資金調達については主に銀行借入により調達を行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(ロ) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る信用リスクは当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い信用限度を設け、リスクを管理しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

長期預り敷金保証金は主に賃貸不動産に係るものであります。

外貨建債権・債務は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（先物為替予約取引等）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(イ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません。（（注）2. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券 其他有価証券	2,728	2,728	—
資産計	2,728	2,728	—
(1)長期借入金 (1年内返済予定含む)	9,719	9,553	△ 166
(2)長期預り敷金保証金	515	379	△ 135
負債計	10,234	9,933	△ 301
デリバティブ取引（※2）	4	4	—

(※1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負債

(1)長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に

想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。
 なお、金利スワップ取引の特例処理の対象とされる長期借入金の元利金の合計額は、当該金利スワップと一体として算定しております。

(2)長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
 また時価の算定は取引先金融機関より提示された価格等に基づいており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記「長期借入金」参照)。

(注) 2. 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額146百万円)は、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

8 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、三重県その他の地域において、賃貸収益を得る目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は494百万円(主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価(百万円)
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	9,830	△ 12	9,817	10,093

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度の主な増加額は、不動産の取得(35百万円)であり、主な減少額は、減価償却(50百万円)であります。

(注) 3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

また、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

9 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,583円15銭

(2) 1株当たり当期純利益 74円51銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 656百万円

普通株主に帰属しない金額 ー百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 656百万円

普通株式の期中平均株式数 8,808,727株

10 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11 その他の注記

(1) 減損損失

当社グループは主に以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失（百万円）
大阪府泉大津市	事業用資産	機械装置及び運搬具	0
		建 設 仮 勘 定	0
		その他の有形固定資産	1
佐賀県杵島郡白石町 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	事業用資産	建 物 及 び 構 築 物	62
		機械装置及び運搬具	11
		土 地	18
		その他の有形固定資産	6
		その他の無形固定資産	1
東京都西東京市緑町	そ の 他	の れ ん	62
	事業用資産	その他の無形固定資産	0

当社グループの減損会計適用に当たっての資産グルーピングは、事業の種類別セグメントを基礎に、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別して行っております。

事業用資産は、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、及び継続してマイナスとなる見込みであるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

のれんは、経営環境の変化等により事業計画からの乖離が生じ、当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、主に不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

(2) 企業結合等関係

(子会社出資持分の譲渡)

令和7年12月19日付で、当社の連結子会社が所有する広州東富井特種紡織品有限公司の全出資持分を広州中桜汽车零部件有限公司に譲渡し、連結の範囲から除外しております。

(イ) 出資持分譲渡の概要

①出資持分譲渡の相手先の名称

広州中桜汽车零部件有限公司

②譲渡した子会社の名称及び事業の内容

名称 広州東富井特種紡織品有限公司

事業 不織布の製造及び販売

③出資持分譲渡の理由

当社グループは、平成18年に広州東富井特種紡織品有限公司を設立し、中国において自動車内装材用不織布の製造販売を行ってまいりました。中国市場におけるEV車メーカーの台頭による日系自動車メーカーの減産等、昨今の事業環境が大きく変化しており、この度、経営資源の選択と集中を図るため出資持分の100%を広州中桜汽车零部件有限公司に譲渡することで同社と合意に至りました。

④出資持分譲渡日

令和7年12月19日（みなし譲渡日は令和7年12月31日）

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする出資持分譲渡

譲渡前の出資持分比率 100.0%

譲渡した出資持分比率 100.0%

譲渡後の出資持分比率 0.0%

(ロ) 実施した会計処理の概要

①譲渡損益の金額

関係会社出資金売却益 390百万円

②譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	340百万円
固定資産	330百万円
資産合計	671百万円
流動負債	193百万円
負債合計	193百万円

③会計処理

当該譲渡出資持分の連結上の帳簿価額及び関連する為替換算調整勘定と譲渡価額との差額を、「関係会社出資金売却益」として特別利益に計上しております。

(ハ) 譲渡した子会社が含まれていた報告セグメントの名称

インテリア産業資材事業

(ニ) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている出資持分を譲渡した子会社に係る損益の概算額

売上高	331百万円
営業損失	135百万円

株主資本等変動計算書

(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,940	3,566	3,566	114	2,027	2,141
当期変動額						
剰余金の配当 (注)2				11	△ 125	△ 113
当期純利益					457	457
自己株式の取得						
自己株式の処分		△ 5	△ 5			
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	－	△ 5	△ 5	11	332	343
当期末残高	3,940	3,561	3,561	125	2,359	2,485

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 83	9,564	714	9	723	10,288
当期変動額						
剰余金の配当 (注)2		△ 113				△ 113
当期純利益		457				457
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分	29	24				24
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			415	△ 5	409	409
当期変動額合計	29	367	415	△ 5	409	777
当期末残高	△ 54	9,932	1,130	3	1,133	11,065

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 2. 剰余金の配当は、令和7年3月28日開催の定時株主総会決議によるものであります。

個 別 注 記 表

1 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

②棚卸資産

商品及び製品・原材料…………… 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業は、半導体・電子機器の製造および販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

なお、商品および製品等の国内販売については、出荷時から当該商品および製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

②ファインケミカル事業

ファインケミカル事業は、ヘルスケア関連薬品、電子材料用および工業用薬品の販売を行っております。顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。また、顧客への財又はサービ

スの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

なお、①および②の事業において、商品および製品等の国内販売については、出荷時から当該商品および製品の支配が移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

③不動産事業

不動産事業は、主に郊外型ショッピングセンター・ロードサイド店舗・オフィスビルの賃貸などを行っており、不動産賃貸契約上の収受すべき月当たりの賃貸料を基準として、その経過期間に対応する賃貸料を収益として計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建債務及び外貨建予定取引

借入金

③ヘッジ方針

当社の内規である「財務リスク管理方針」及び各リスク種類に応じた「ヘッジ取引規程」に基づき、為替相場変動によるリスク及び有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としております。ただし、特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

3 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

4 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

5 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度計上額

商品及び製品

162百万円

原材料及び貯蔵品

284百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 棚卸資産の評価 (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載した内容と同一であります。

6 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産の注記（担保資産の内容とその金額、担保に係る債務の金額）

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建 物	146百万円
土 地	1,188百万円
計	1,334百万円

担保権によって担保されている債務

短 期 借 入 金	995百万円
長 期 借 入 金	605百万円
計	1,600百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

建 物	2,249百万円
構 築 物	346百万円
機 械 及 び 装 置	104百万円
車 両 運 搬 具	0百万円
工 具 器 具 備 品	101百万円

(3) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務

受 取 手 形 割 引 高	－百万円
電 子 記 録 債 権 割 引 高	675百万円
保 証 債 務	
関係会社の仕入債務に対する保証	217百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（貸借対照表に別掲しているものを含む）

短 期 金 銭 債 権	2,923百万円
短 期 金 銭 債 務	535百万円

7 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引による取引高の総額

売 上 高	64百万円
経 営 指 導 料	288百万円
仕 入 高	55百万円
販売費及び一般管理費	3百万円

(2) 関係会社との営業取引外の取引による取引高の総額

356百万円

8 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

自 己 株 式	
普 通 株 式	112,964株
合 計	112,964株

9 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因

繰延税金資産

投資有価証券評価損否認	19百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	2百万円
退職給付引当金繰入限度超過額	47百万円
会社分割による再評価に係る繰延税金資産の承継	705百万円
その他	197百万円

繰延税金資産小計 973百万円

評価性引当額 △ 860百万円

繰延税金資産合計 113百万円

繰延税金負債との相殺 △ 113百万円

繰延税金資産の純額 ー百万円

繰延税金負債

会社分割による再評価に係る繰延税金負債の承継	△ 2,352百万円
その他	△ 460百万円

繰延税金負債合計	△ 2,812百万円
繰延税金資産との相殺	113百万円
繰延税金負債の純額	△ 2,699百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 14.2%
住民税均等割	0.8%
評価性引当額の増減	2.1%
税率変更による期末繰延税金資産の修正	△ 0.3%
税率変更による期末繰延税金負債の修正	10.2%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.6%

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が77百万円増加し、法人税等調整額が64百万円増加し、その他有価証券評価差額金が12百万円減少しております。

10 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	東 亜 紡 織 株 式 会 社	所有 直接100%	資金の貸付 経営指導 債務被保証 債務保証 役員の兼任	資金の貸付(注)1	—	短期貸付金	1,139
				利息の受取(注)1	33	—	—
				債務被保証(注)5	9,426	—	—
				債務保証(注)6	30	—	—
子会社	ト ー ア 紡 マテリアル 株 式 会 社	所有 直接100%	資金の貸付 経営指導 担保の被提供 債務被保証 債務保証 役員の兼任	資金の貸付(注)1	—	短期貸付金	1,512
				利息の受取(注)1	36	—	—
				担保受入(注)4	4,122	—	—
				債務被保証(注)5	9,426	—	—
				債務保証(注)6	187	—	—
子会社	大 阪 新 薬 株 式 会 社	所有 直接100%	資金の貸付 経営指導 当社仕入先 役員の兼任	資金の貸付(注)1	300	短期貸付金	148
					—	長期貸付金	321
				製品の購入(注)2	—	買掛金	320
子会社	株 式 会 社 ト ー ア 自動車学校	所有 直接100%	債務被保証 役員の兼任	債務被保証(注)5	9,426	—	—
子会社	ムサシノ製薬 株 式 会 社	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注)1	290	短期貸付金	100

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 東亜紡織株式会社、トーア紡マテリアル株式会社、大阪新薬株式会社、ムサシノ製薬株式会社に対する資金の貸付については、当社の資金調達条件を 勘案し決定しております。

2. 市場価格等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。
3. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
4. 当社の銀行借入金に対して土地及び建物の担保提供を受けております。
5. 当社の銀行取引残高に対して東亜紡織株式会社、トーア紡マテリアル株式会社、株式会社トーア自動車学校の3社より包括的な債務保証等を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
6. 当社は子会社の仕入債務に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。

11 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,253円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 51円94銭 |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。 | |
| 当期純利益 | 457百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 457百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 8,808,727株 |

12 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 〔謄本〕

独立監査人の監査報告書

令和8年2月17日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田口真樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 橋本民子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーア紡コーポレーションの令和7年1月1日から令和7年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーア紡コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和8年2月17日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田口真樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本民子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーア紡コーポレーションの令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 連結計算書類・計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年2月20日

株式会社トーア紡コーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 近 江 学 ㊞

監 査 等 委 員 辻 村 美 樹 ㊞

監 査 等 委 員 師 井 勝 也 ㊞

(注) 監査等委員辻村美樹及び師井勝也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。